

# 相続でお困りのことはありませんか？



## 相続のご相談

- どのような財産が相続の対象になりますか？
- 相続税がかかるのかわかりません。いくらぐらいかかるのでしょうか？
- 相続税の対策にはどのようなことがありますか？
- 遺言書を遺したいのですが、どうすればよいのでしょうか？
- 遺言書をすでに書いてあるのですが、書き直すことはできますか？
- 生前中に、子や孫へ現預金や不動産等の贈与を考えています。
- 遺言執行者を決めたい。どのような方が適任ですか？
- 相続財産の中に不動産があるのですが、いくらで売れるのか知っておきたい。

**ひとつでもチェックが入ればご相談を!!**

弊社は**弁護士・司法書士・行政書士・**

**不動産鑑定士・社会保険労務士**と業務提携をしております。

弊社が総合窓口として**ワンストップサービス**を提供いたします。



お客様へ安心を届けたい。

お問い合わせはこちら

税理士法人 **庄司会計**

TEL **0766-67-8322** FAX **0766-67-8323**

〒932-0052 富山県小矢部市泉町11番13号

E-mail [shoji-kaikei@cap.ocn.ne.jp](mailto:shoji-kaikei@cap.ocn.ne.jp) (担当 五十嵐・松下)

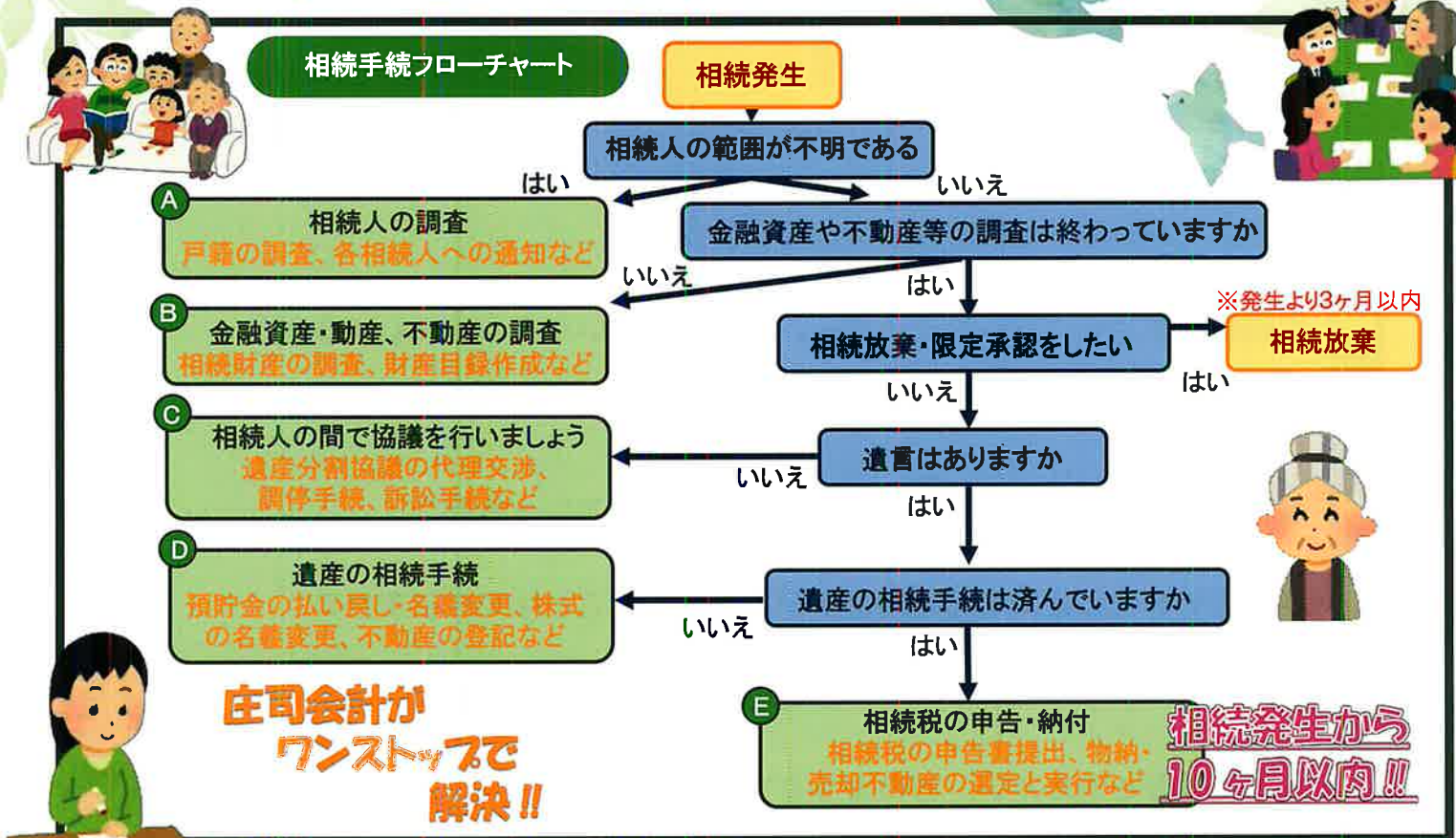
営業時間 9時～17時 定休日 土日・祝日

[www.kaikeihome.com/shoji1080/](http://www.kaikeihome.com/shoji1080/)

税理士法人 庄司会計

# 「遺産整理業務」のご案内

相続に関して、様々な要因によって必要な手続きが発生いたします。  
御自身に必要な『遺産整理業務』手続きを確認してみてください。



## ① 相続人の調査(戸籍)

まずは被相続人(お亡くなりになった方)の戸籍からさかのぼって、誰が相続する権利を持つのかを調査し、承認するか、放棄するか、限定承認するかを判断します。

## ② 金融資産・動産、不動産の調査

相続財産の内容について、相続人のご協力を得て調査・確認を行い、「財産目録」を作成いたします。

## ③ 遺産分割協議

財産目録をもとに、相続人の中で遺産分割協議を行っていただき、その結果に基づいて「遺産分割協議書」を作成いたします。

## ④ 遺産の相続手続

遺産分割協議などで決まった内容に基づき、株式や預貯金の払い戻し・名義変更、不動産の相続登記などの手続きを代行いたします。

## ⑤ 相続税の申告・納付

相続財産の総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超えた場合、相続税の申告義務があります。申告・納付は**相続開始から10ヶ月以内**となっているので遅れないように準備する必要があります。

**相続税の申告はもちろんのこと  
遺産の分割協議、それにともなう  
「遺産整理業務」に関する  
全ての業務を請け負います。**